

○公 告

次のとおり入札参加者を公募する。

平成29年6月30日

東予地方局長 高塚 真志

公募公告個別事項

入札参加者を公募する事項	業務名	越国環整第1号の1 (国) 3 1 7号他 えひめ国体関連道路等環境整備委託業務			
	業務場所	愛媛県今治市別宮町他			
	業務概要	ア 道路除草工 A=60,800㎡ イ 河川除草工 A=50,000㎡			
	履行期間	請負契約の成立の日から平成29年11月30日まで			
	施工形態	事業協同組合 又は 共同企業体			
入札参加希望者の要件	事業協同組合の参加要件	(1) 営業拠点	本店等区分	本店	
			本店等所在地	愛媛県今治市内又は越智郡上島町内	
		(2) 業務等実績(過去15年間)	業務等の種類等	愛媛県発注の除草業務(除草工事含む)の実績(元請としてのものであり、共同企業体の構成員である場合は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。)を有すること又は1者以上の組合員が同様の実績を有すること。	
		出資比率等	元請(共同企業体の構成員である場合にあっては、出資比率が20パーセント以上のものに限る。)		
	共同企業体の参加要件	共同企業体の構成員の数		2者以上10者以下	
		代表者(1者)	(1) 営業拠点	本店等区分	本店
				本店等所在地	愛媛県今治市内又は越智郡上島町内
		(2) 業務等実績(過去15年間)	工事の種類等	愛媛県発注の除草業務(除草工事含む)の実績を有すること。	
			出資比率等	元請(共同企業体の構成員である場合にあっては、出資比率が20パーセント以上のものに限る。)	
		(3) 出資比率	構成員のうち、最大であること。		
代表者(159者)	(1) 営業拠点	本店等区分	本店		
		本店等所在地	愛媛県今治市内又は越智郡上島町内		
	(2) 業務等実績(過去15年間)	工事の種類等	—		
	出資比率等	—			
(3) 出資比率	全ての構成員(代表者を含む。)の出資比率が、構成員が2者の場合は30パーセント以上、3者の場合は20パーセント以上、4者の場合は15パーセント以上、5者の場合は12パーセント以上、6者の場合は10パーセント以上、7者の場合は9パーセント以上、8者の場合は8パーセント以上、9者の場合は7パーセント以上、10者の場合は6パーセント以上であること。				
	業務実施体制	以下の体制がとれる者。 ・道路除草は9月初旬頃、河川除草伐木は8月下旬頃から業務を開始し、愛媛つなぐえひめ国体開催前までに、業務を完了させ、報告する。			
契約条項を示す場所及び問い合わせ先	担当部局	愛媛県東予地方局今治土木事務所管理課			
	電話番号	0898(23)2500			
	FAX番号	0898(22)6826			
	電子メール	ima-doboku@pref.ehime.lg.jp			
	住所	〒794-8502 愛媛県今治市旭町一丁目4番地9			
日程等	入札説明書の掲載期間	平成29年6月30日(金)から平成29年7月13日(木)まで			
	設計書等の貸与期間	平成29年6月30日(金)から平成29年7月13日(木)までの受付時間中			
	入札説明書についての質問提出期間	平成29年7月3日(月)から平成29年7月6日(木)までの受付時間中			
	質問に対する回答の公表期間	平成29年7月11日(火)から平成29年7月13日(木)まで			
	入札参加申請書の提出期間	平成29年7月14日(金)の受付時間中			
	入札参加者への指名通知日	入札参加申請書提出期限の日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内			
	非選定者への通知日				
	選定されなかった理由の説明要求期限	非選定の通知の日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内の受付時間中			
	説明要求に対する回答期限	説明要求期限の日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内			
	入札日時	平成29年8月8日(水)午後1時30分			
	開札日時	平成29年8月8日(木)午後1時30分			
開札場所	愛媛県今治市旭町一丁目4番地9 愛媛県東予地方局今治土木事務所4階入札室				
支払条件	前払金	なし。			
	部分払	部分払を請求できる回数は、3回を限度とする。			
その他	ア この公告の業務の入札は、紙入札方式による。				

注1 入札参加希望者の要件について「—」が記入されている項目については、要件として設定しない項目である。

注2 上記の各期間について、「受付時間中」とは、休日(愛媛県の休日を定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。)を除く日の午前8時30分から午後5時までのことをいう。